

雇用情報にほんまつ

令和6年3月号

管内人口(令和6年2月1日現在)

二本松市	51,198 人
本宮市	29,892 人
大玉村	8,781 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和6年1月内容

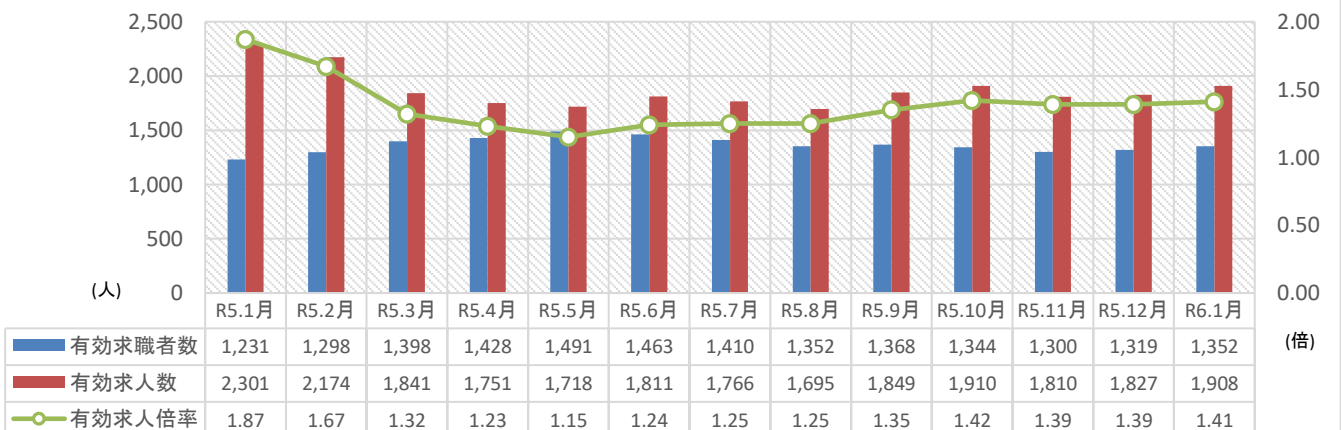
- ▶ 有効求人倍率は1.41倍で前月を0.02ポイント上回った。なお月間有効求職者数は1,352人で前月より2.5%増加し、月間有効求人数は1,908人で前月から4.4%増加した。
- ▶ 新規求人倍率は1.90倍で前月を0.30ポイント下回った。なお新規求職者数は380人で前月より25.8%増加し、新規求人数は723人で前月から8.7%増加した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.41 倍	(前月比 + 0.02ポイント)
	福島県	1.30 倍	(前月比 - 0.05ポイント)
	全国	1.27 倍	(前月比 0.00ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.4 %	(前月比 - 0.1ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	380 人	(前月比 + 78人)
▶ 新規求人数	二本松	723 人	(前月比 + 58人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,352 人	(前月比 + 33人)
▶ 有効求人数	二本松	1,908 人	(前月比 + 81人)

図1 新規求職者数・新規求人数



図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和6年1月			前月		前年同月		
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	723	-	-	643	665	567	1,018	935
2	月間有効求人数	1,908	-	-	1,689	1,827	1,634	2,301	2,119
3	新規求職申込件数	380	192	188	372	302	276	367	366
	うち中高年	230	131	99	222	189	164	214	213
4	月間有効求職者数	1,352	694	658	1,322	1,319	1,288	1,231	1,202
	うち中高年	798	445	353	769	751	723	712	685
5	紹介件数	304	175	129	279	257	229	347	312
	うち中高年	199	122	77	179	149	125	194	171
6	就職件数	89	42	47	82	102	86	102	86
	うち中高年	43	24	19	38	53	41	51	41
7	充足数	77	-	-	68	85	71	74	62
8	新規求人倍率	1.90	-	-	1.73	2.20	2.05	2.77	2.55
9	有効求人倍率	1.41	-	-	1.28	1.39	1.27	1.87	1.76
10	就職率(%)	23.4	-	-	22.0	33.8	31.2	27.8	23.5
	うち中高年	18.7	-	-	17.1	28.0	25.0	23.8	19.2
11	充足率(%)	10.7	-	-	10.6	12.8	12.5	7.3	6.6

※学卒を除きパートを含みます。

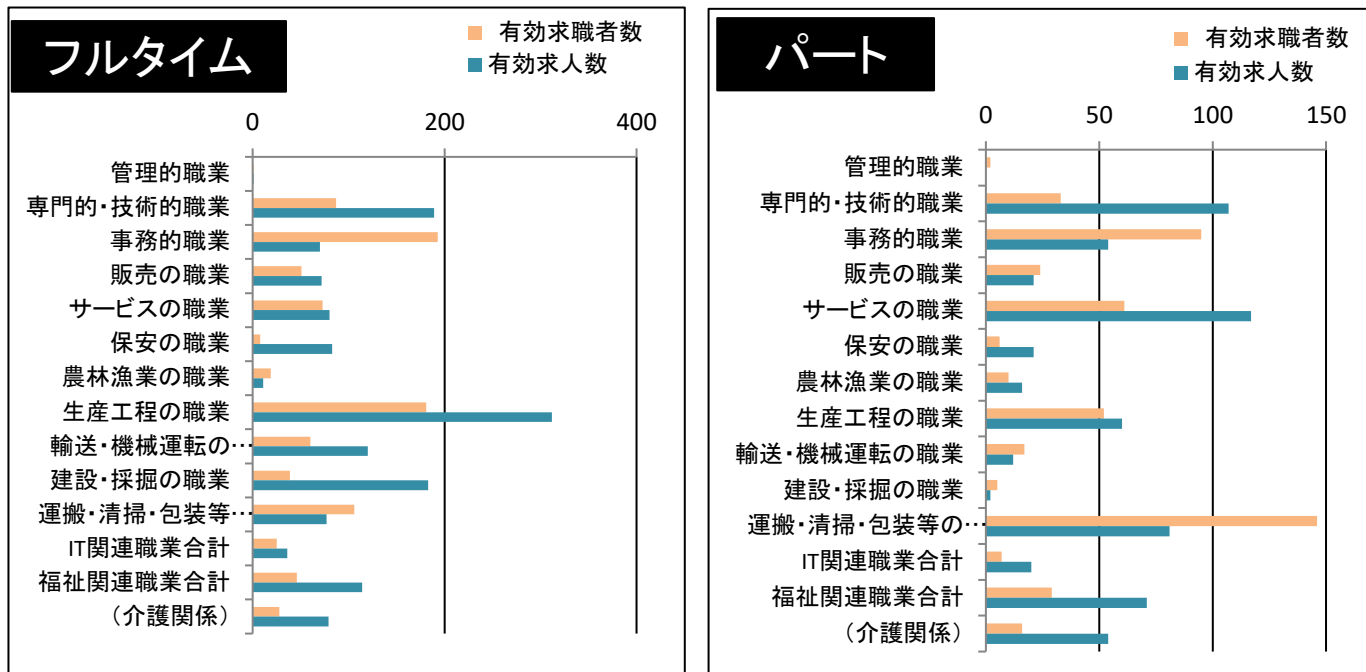
注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	219	196	1,198	491	852	470	1.28	1.41	1.04
A 管理的職業	0	0	1	0	1	2	0.33	1.00	0.00
B 専門的・技術的職業	230	191	189	107	87	33	2.47	2.17	3.24
C 事務的職業	197	171	70	54	193	95	0.43	0.36	0.57
D 販売の職業	224	278	72	21	51	24	1.24	1.41	0.88
E サービスの職業	187	184	80	117	73	61	1.47	1.10	1.92
F 保安の職業	183	193	83	21	8	6	7.43	10.38	3.50
G 農林漁業の職業	180	200	11	16	19	10	0.93	0.58	1.60
H 生産工程の職業	201	197	312	60	181	52	1.60	1.72	1.15
I 輸送・機械運転の職業	256	218	120	12	60	17	1.71	2.00	0.71
J 建設・採掘の職業	260	215	183	2	39	5	4.20	4.69	0.40
K 運搬・清掃・包装等の職業	204	188	77	81	106	146	0.63	0.73	0.55
IT関連職業合計	206	180	36	20	25	7	1.75	1.44	2.86
福祉関連職業合計	219	181	114	71	46	29	2.47	2.48	2.45
(介護関係)	211	181	79	54	28	16	3.02	2.82	3.38
分類不能の職業	0	208	0	0	34	19	0.00	0.00	0.00

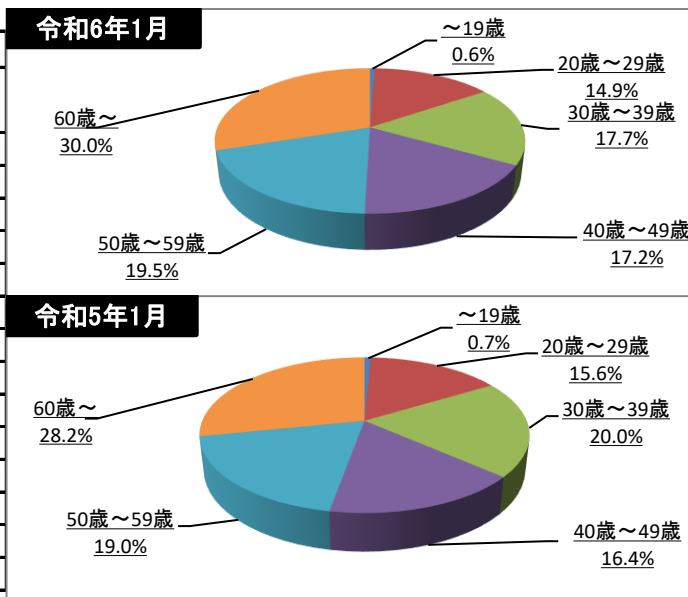
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和6年1月	前年同月	前年同月増減
合計	1,322	1,202	120
全体に対する割合	100%	100%	0.0
～19歳	8 (0.6%)	9 (0.7%)	▲1 (▲0.1)
20歳～29歳	197 (14.9%)	188 (15.6%)	▲9 (▲0.7)
30歳～39歳	234 (17.7%)	241 (20.0%)	▲7 (▲2.3)
40歳～49歳	228 (17.2%)	197 (16.4%)	▲31 (▲0.8)
50歳～59歳	258 (19.5%)	228 (19.0%)	▲30 (▲0.5)
60歳～	397 (30.0%)	339 (28.2%)	▲58 (▲1.8)



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和6年1月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,542	1,542	1,567	0.0	▲1.6
被保険者数		26,173	26,274	26,022	▲0.4	0.6
資格取得者数		231	238	276	▲2.9	▲16.3
資格喪失者数		330	306	275	7.8	20.0
離職票交付枚数		214	195	167	9.7	28.1
受給資格決定件数		73	70	46	4.3	58.7
初回受給者数		79	72	45	9.7	75.6
受給者実人員		310	281	252	10.3	23.0
基本手当総支給額(千円)		42,816	30,826	33,283	38.9	28.6
特例一時金受給者数		34	3	31	1033.3	9.7
再就職手当支給人員		18	41	23	▲56.1	▲21.7
教育訓練給付受給者		6	2	3	200.0	100.0

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

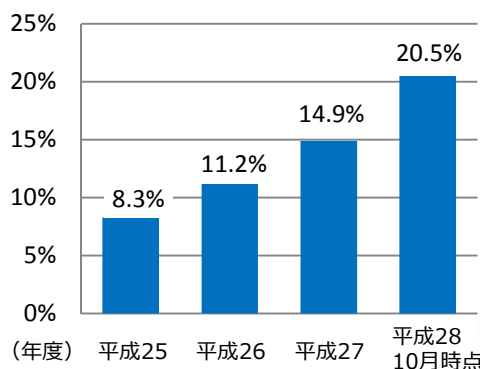
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル> ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。